

○第 1 条関係

青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号）新旧対照表

・令和 7 年度に係る改正

改正後	改正前
(宿日直手当) 第二十五条 宿日直勤務を命ぜられた職員(別表第四医療職給料表イ医療職給料表(一)の適用を受ける職員(以下「医師等の職員」という。)を除く。)には、その勤務一回につき、 <u>四千七百円</u> (勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の二分の一に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、 <u>七千五百円</u>)を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2 宿日直勤務を命ぜられた医師等の職員には、その勤務一回につき、 <u>三万五千五百円</u> (勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の二分の一に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、 <u>四万七千二百五十円</u>)を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。 3・4 (略) (期末手当) 第二十七条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五</u> を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一～四 (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第三十条 (略) 2 (略) 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十</u> を乗じて得た額の総額	(宿日直手当) 第二十五条 宿日直勤務を命ぜられた職員(別表第四医療職給料表イ医療職給料表(一)の適用を受ける職員(以下「医師等の職員」という。)を除く。)には、その勤務一回につき、 <u>四千四百円</u> (勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の二分の一に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、 <u>六千六百円</u>)を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2 宿日直勤務を命ぜられた医師等の職員には、その勤務一回につき、 <u>三万円</u> (勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の二分の一に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、 <u>四万五千円</u>)を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。 3・4 (略) (期末手当) 第二十七条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>百分の百二十五</u> を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一～四 (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第三十条 (略) 2 (略) 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>百分の百二・五</u> を乗じて得た額の総額

令和 7 年 1 月 11 日
 総務企画常任委員会
 総務部人事課

改正後	改正前
二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基 礎額に、 <u>六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の五十二・五</u> を乗じ て得た額の総額 3～5 (略)	二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基 礎額に <u>百分の五十</u> _____を乗じ て得た額の総額 3～5 (略)
別表第一 (行政職給料表) ・・・・・・全改	別表第一 (行政職給料表)
別表第二 (公安職給料表) ・・・・・・全改	別表第二 (公安職給料表)
別表第三 (教育行政職給料表) ・・・・・・全改	別表第三 (教育行政職給料表)
別表第四 (医療職給料表) ・・・・・・全改 (略)	別表第四 (医療職給料表) (略)

○第2条関係

青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号）新旧対照表

・令和 8 年度以降に係る改正

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第二十七条 (略)	第二十七条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>百分の百二十 六・二五</u> を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五</u> を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
一～四 (略)	一～四 (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>百分の百二十六・二 五</u> 」とあるのは「 <u>百分の七十一・二五</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>百分の百二十五</u> 」とあるのは「 <u>百分の七十</u> 」と、「 <u>百分の百三 七・五</u> 」とあるのは「 <u>百分の七十二・五</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第三十条 (略)	第三十条 (略)
2 (略)	2 (略)
一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>百分の百六・二五</u> を乗じて得た額の総額	一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十</u> を乗じて得た額の総額
二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>百分の五十一・二五</u> を乗じて得た額の総額	二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の五十二・五</u> を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)

○第3条関係

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号）新旧対照表

・令和 7 年度に係る改正

改正後		改正前																													
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)																													
第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>428,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>491,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>556,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>642,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>746,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>851,000</td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	428,000	2	491,000	3	556,000	4	642,000	5	746,000	6	851,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>414,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>475,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>538,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>621,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>722,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>824,000</td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	414,000	2	475,000	3	538,000	4	621,000	5	722,000	6	824,000
号給	給料月額																														
1	428,000																														
2	491,000																														
3	556,000																														
4	642,000																														
5	746,000																														
6	851,000																														
号給	給料月額																														
1	414,000																														
2	475,000																														
3	538,000																														
4	621,000																														
5	722,000																														
6	824,000																														
2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>358,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>395,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>424,000</td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	358,000	2	395,000	3	424,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>346,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>382,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>410,000</td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	346,000	2	382,000	3	410,000												
号給	給料月額																														
1	358,000																														
2	395,000																														
3	424,000																														
号給	給料月額																														
1	346,000																														
2	382,000																														
3	410,000																														
3～8 (略)		3～8 (略)																													
(給与条例等の適用除外等)		(給与条例等の適用除外等)																													
第六条 (略)		第六条 (略)																													
2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」とする。		2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五_____」とす																													
		る。																													

○第4条関係

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号）新旧対照表

・令和 8 年度以降に係る改正

改正後	改正前
<p>（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十六・二五</u>」とあるのは「<u>百分の百七十五</u>」</p> <p>」とする。</p>	<p>（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百七十二・五</u>」と、「<u>百分の百二十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の百七十七・五</u>」とする。</p>

○第 5 条関係

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号）新旧対照表

・令和 7 年度に係る改正

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	円 405,000	1	円 392,000
2	455,000	2	440,000
3	508,000	3	492,000
4	574,000	4	555,000
5	655,000	5	634,000
6	765,000	6	740,000
7	893,000	7	864,000
2～5 (略)		2～5 (略)	
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)	
第五条 (略)		第五条 (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第二十四条第一項、第二十七条第二項及び第三十条第二項第一号の規定の適用については、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と、 <u>「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の九十七・五」とし、</u> 給与条例第三十条第二項第一号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の八十五」と、 <u>「百分の百十」とあるのは「百分の九十二・五」とする。</u>		2 特定任期付職員に対する給与条例第二十四条第一項、第二十七条第二項及び第三十条第二項第一号の規定の適用については、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と <u>、給与条例第三十条第二項第一号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の八十五</u> <u>」とする。</u>	

○第 6 条関係

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号）新旧対照表

・令和 8 年度に係る改正

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第二十四条第一項、第二十七条第二項及び第三十条第二項第一号の規定の適用については、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十六・二五</u>」とあるのは「百分の九十六・二五」と</p> <p>、給与条例第三十条第二項第一号中「<u>百分の百二十六・二五</u>」とあるのは「百分の八十八・七五」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第二十四条第一項、第二十七条第二項及び第三十条第二項第一号の規定の適用については、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の九十七・五」とし、給与条例第三十条第二項第一号中「<u>百分の百二・五</u>」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の九十二・五」とする。</p>

○第 7 条関係

青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）新旧対照表

・令和 7 年度に係る改正

改正後	改正前
<p>(市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給)</p> <p>第四条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百八十」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p>(議会議員の期末手当の支給)</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百八十」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>	<p>(市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給)</p> <p>第四条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p>(議会議員の期末手当の支給)</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>

○第 8 条関係

青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）新旧対照表

・令和 8 年度以降に係る改正

改正後	改正前
<p>(市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給)</p> <p>第四条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十六・二五</u>」とあるのは「<u>百分の百七十五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p>(議会議員の期末手当の支給)</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十六・二五</u>」とあるのは「<u>百分の百七十五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>	<p>(市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給)</p> <p>第四条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百七十</u>」と、「<u>百分の百二十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の百八十</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p>(議会議員の期末手当の支給)</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百七十</u>」と、「<u>百分の百二十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の百八十</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>